

## 都市計画の提案に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2第1項若しくは第2項又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第37条第1項の規定による都市計画（県が定めるものに限る。）の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事前相談)

第2条 県は、計画提案を行おうとする者に対して、事前相談の機会を提供するものとする。

2 県は、事前相談があつたときは、計画提案を行おうとする者の意向の把握に努めるとともに、次の事項について説明を行うものとする。

- (1) 計画提案制度の内容
- (2) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準
- (3) 県が定めた都市計画に関する基準
- (4) 法第15条に規定する都市計画を定める者
- (5) その他計画提案を行うに当たって配慮すべき事項

3 県は、計画提案を行おうとする者に対して、都市計画の決定又は変更の状況その他県の保有する都市計画に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

### (提出図書等)

第3条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項又は都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号。以下「都市再生省令」）第7条の提案書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 計画提案を行おうとする者は、省令第13条の4第1項第1号又は都市再生省令第7条第1号の都市計画の素案として次に掲げる図書を県に提出しなければならない。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域を明らかにした図面
- (2) 法その他の法令の規定により当該計画提案に係る都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
- (3) 都市計画の提案に係る理由書

3 計画提案を行おうとする者は、法第21条の2第3項第2号又は都市再生法第37条第2項第2号の同意を得たことを証する書類として次に掲げる図書を県に提出しなければならない。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地（以下「土地」という。）の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の一覧表（様式第2号）及び当該計画提案に係る都市計画の素案に同意した土地所有者等の同意の意思を示す書類（様式第3号）
- (2) 当該土地の公図の写し及び土地登記事項証明書並びに借地権を有する者が当該借地権の目的である土地の上に有する建物の建物登記事項証明書（借地権の登記がない場合に限る。）
- (3) 当該計画提案に係る土地所有者等に対する説明状況報告書（様式第4号）

4 計画提案を行おうとする者が、省令第13条の3で定める団体である場合にあっては、省令第13条の4第1項第3号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類として次に掲げる図書

を県に提出しなければならない。

(1) 省令第13条の3第1号イに該当する団体にあっては、法第29条第1項の規定による開発行為に係る許可通知書の写し及び法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の検査済証の写しその他の開発行為を行ったことを証する書類

(2) 省令第13条の3第1号ロに該当する団体にあっては、法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為を行ったことを証する書類

(3) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の一覧表、省令第13条の3第2号イ、ロ及びハに該当しない旨の誓約書（様式第5号）及び住民票又は住民票記載事項証明書

5 計画提案を行おうとする者が、法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為を県に提出しなければならない。ただし、定款又は寄附行為については、個別法等により設立された法人であって、定款又は寄附行為のない法人についてはこの限りでない。

6 第2項に規定する図書の提出部数は、3部とする。

（提案者に対する協力要請）

第4条 県は、当該計画提案を行った者（以下「提案者」という。）に対し、前条第1項から第5項までに掲げる図書又は計画提案を行うことができる者であることを証する書類以外の図書の提出その他必要な協力を求めることができる。

（関係市町に対する協力要請）

第5条 県は、関係市町に対し、当該計画提案が法第21条の2第3項第2号又は都市再生法第37条第2項第2号に規定する要件を満たすかどうかに関して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（要件を満たさない提案に対する措置）

第6条 県は、当該計画提案が、法第21条の2第3項又は都市再生法第37条第2項に規定する要件を満たさないものであると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案者及び関係市町に通知しなければならない。

（素案の閲覧）

第7条 県は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、第3条第2項に掲げる図書を、法第21条の5第1項若しくは都市再生法第40条第1項の規定により当該計画提案を踏まえた都市計画を決定若しくは変更する必要がないと判断し提案者に通知する日又は当該計画提案を踏まえた都市計画の案の縦覧公告の日まで、閲覧に供するものとする。

2 県は、前項の閲覧を開始したときはその旨を、終了したときはその旨並びに手続の経緯及び結果を、県ホームページに掲載するものとする。

（関係市町の意見聴取等）

第8条 県は、計画提案が行われたときは、関係市町に対し、第3条第2項の図書を添えて、市町の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合するかどうかについて意見を聞くものとする。

（市町が定める都市計画に関する情報提供）

第9条 県は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現するためには、市町が定める都市計画の決定又は変更が必要であると認めたときは、遅滞なく、その旨を提案者及び関係市町に通知し、関係市町と連携を図るものとする。

(手続の進行状況に関する情報提供)

第10条 県は、当該計画提案に係る都市計画を定める手続の進行状況を考慮し必要と認められる場合は、提案者に対し、手続の進行状況に関する情報を提供するものとする。

(素案の一部を実現する場合の措置)

第11条 県は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の案を作成すべきであると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案者及び関係市町に通知しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

年　月　日

兵庫県

上記代表者　兵庫県知事　様

提案者　住所（法人又は団体の場合は所在地）

氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者の氏名）  
電話　局　番

## 計画提案書

都市計画法第21条の2第1項（第2項）

の規定に基づき、下記の図書を添えて、都市  
都市再生特別措置法第37条第1項

計画の決定  
変更について提案します。

記

### 1 都市計画の素案

- (1) 都市計画を定める区域を明らかにした図面
  - (2) 都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
  - (3) 都市計画の提案に係る理由書
- 2 都市計画法第21条の2第3項第2号（都市再生特別措置法第37条第2項第2号）  
の同意を得たことを証する書類
- (1) 土地所有者等の一覧表
  - (2) 土地所有者等の同意の意思を示す書類
  - (3) 対象となる土地の公図の写し
  - (4) 土地登記事項証明書
  - (5) 建物の建物登記事項証明書
  - (6) 土地所有者等に対する説明状況報告書

3 都市計画法施行規則第13条の4第1項第3号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類

- (1) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為に係る許可通知書の写し
- (2) 都市計画法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (3) 都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為を行ったことを証する書類
- (4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の一覧表、都市計画法施行規則第13条の3第2号イ、ロ及びハに該当しない旨の誓約書及び住民票又は住民票記載事項証明書

4 法人の場合は法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為

5 都市計画法施行規則第13条の4第2項の提案書及び図書と併せて提出できる書面

- (1) 当該事業の着手の予定時期
- (2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限
- (3) (2)の期限を希望する理由

以上、別添のとおり

様式第2号（第3条第3項第1号関係）  
土地所有者等一覧表

番号	氏名	権利の種別 (注1)	土地又は建物の所在地	面積(単位:m <sup>2</sup> )	同意の有無

以上、

土地所有者等の総数 人 うち、同意する者的人数 人  
土地の地積の合計 m<sup>2</sup> うち、同意する者の所有等に係る地積の合計 m<sup>2</sup>

(注1) 権利の種別欄には、所有権、賃借権等の別を記入してください。

様式第3号（第3条第3項第1号関係）

（提案者） 様

同意書

都市計画法第21条の2第1項（第2項）

都市再生特別措置法第37条第1項 の規定に基づく都市計画の

決定  
変更 の提案

に係る素案に同意します。

番号	土地又は建物の所在地	権利の種別 (注1)	面積 (単位:m <sup>2</sup> )	土地所有者等(注2)		押印
				住 所	氏 名	

（注1）権利の種別欄には、所有権、賃借権等の別を記入してください。

（注2）法人の場合は土地所有者等の住所欄には法人の所在地を、氏名欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入し、押印欄には代表者印を押印してください。

## 様式第4号（第3条第3項第3号関係）

## 土地所有者及び関係住民等に対する説明実施状況報告書

開催日時	開催場所	対象区域 ・住民	参加者数	説明者 説明者 職氏名 (注1)	素案の内容の周知 方法 (注2)	説明会開催公告 の方法 (注3)	参加者からの意見等の要旨及び これに対する提案者の説明
○年○月○日 ○時～○時	○○町 自治会館	○○町 ○○地区 住民	○○人		○○市[町] ○○町 の住民への印刷物 の配布・供覧	○○市[町] ○○町 の住民への印刷物 の配布・供覧	別添 「意見等の要旨及びこれに対す る提案者の考え方」のとおり

(注1) 説明に用いた書類等を添付してください。

(注2) 周知を行った媒体を添付してください。

(注3) 公告を行った媒体を添付してください。

別添

土地所有者及び関係住民等に対する説明における意見等の要旨及びこれに対する提案者の考え方

番号	意見等の要旨（注1）	提案者の考え方（注2）

(注1) 同趣旨の意見等については、適宜まとめて記載してください。

(注2) 住民意見等により素案の内容を変更した場合は、その変更内容についても記載してください。

様式第5号（第3条第4項第3号関係）

年　月　日

兵庫県

上記代表者　兵庫県知事　様

誓　約　書

住所又は居所

○○県○○市○○区○○町××丁目△△番地の○

氏　名　○　○　○　○

私は、都市計画法施行規則第13条の3第2号イ、ロ及びハに該当しないことを誓います。

(参考)

都市計画法施行規則第13条の3第2号

役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）

のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

同法第31条第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者